

一 精神保健福祉法第七条第一号の規定に基
づく精神障害者の保健及び福祉に関する科
目的
二 現代社会と福祉
三 地域福祉の理論と方法
四 社会保障
五 低所得者に対する支援と生活保護制度
六 福祉行政と福祉計画
七 保健医療サービス
八 権利擁護と成年後見制度
九 精神医学
十 精神保健学
十一 精神科リハビリテーション学
十二 精神保健福祉論
十三 精神保健福祉援助技術総論
十四 精神保健福祉援助技術各論
十五 精神保健福祉援助演習
十六 精神保健福祉援助実習
○厚生労働省告示第三百八号

精神保健福祉法(平成九年法律第百三十一号)
第七条第二号の規定に基づき、精神保健福祉法
第七条第二号の規定に基づき、精神障害者の保健及
び福祉に関する基礎科目を次のように定め、平成
二十一年四月一日から適用し、平成二十年厚生省告
示第九号(精神保健福祉法第七条第二号の規定
に基づき精神障害者の保健及び福祉に関する基礎
科目(以下「旧告示」といふ)は、平成二十一年
三月三十一日限り廃止する。ただし、この告示の
適用の日前に修めた旧告示に基づく科目(すべて
の科目を修めた場合に限り)は、この告示に基づ
く科目とみなす。

平成二十年五月十二日

厚生労働大臣 舛添 要一

精神保健福祉法第七条第二号の規定に基
づく精神障害者の保健及び福祉に関する基
礎科目
一 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心
理的支援、社会学理論と社会システムのうち一科
目
二 社会保障
三 低所得者に対する支援と生活保護制度

四 福祉行政と福祉計画
五 保健医療サービス
六 権利擁護と成年後見制度
七 精神保健福祉援助技術総論
○国土交通省告示第五百六十九号

道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)
第十一条第三項の規定に基づき、昭和四十八年運
輸省告示第三百七十二号(標準運送約款(一般乗
用旅客自動車運送事業に係るものに限る。))を定め
た件)及び昭和六十二年運輸省告示第四十九号(標
準運送約款(一般乗合旅客自動車運送事業及び一
般貸切旅客自動車運送事業に係るものに限る。))を
定めた件)の一部を次のように改正し、感染症の
予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
及び検疫法の一部を改正する法律(平成二十年法
律第三十号)の施行の日(平成二十年五月十二日)
から施行する。

平成二十年五月十二日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款第四
条第六号及び第七号中「旅客自動車運送事業等運
輸規則」を「旅客自動車運送事業運輸規則」に改
め、同条第十一号中「二類感染症」の下に「新
型インフルエンザ等感染症」を加える。
一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款第四
条第六号及び第七号中「旅客自動車運送事業標準
運輸規則」を「旅客自動車運送事業運輸規則」に改
め、同条第十一号中「二類感染症」の下に「新
型インフルエンザ等感染症」を加える。
同約款第二十四条第一項第二号中「(第1号)」を
「(第2号)」に改める。
一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第四
条第六号及び第七号中「旅客自動車運送事業標準
運輸規則」を「旅客自動車運送事業運輸規則」に改
め、同条第十一号中「二類感染症」の下に「新
型インフルエンザ等感染症」を加える。
同約款第十二条第一項第二号中「児童福祉法第
七条、身体障害者福祉法第五條又は知的障害者福
祉法第五條」を「児童福祉法第七條に規定する障
害、身体障害者福祉法第五條に規定する施設、障
害者自立支援法第四條第一項の規定により定めら
れた同項に規定する施設又は同法附則第五十八條第
一項の規定により定められた同項」に改める。

同約款第十三条第二項第三号中「及び客乗降時
車輪が接触する」を「乗降時車輪が接触する」
とし、同約款第十四条第一項の規定により「乗降
時」として定められているものを「乗降時」として
規定するもの及び同約款第十四条第一項の規定に
おいて「乗降時」として定められているものを「乗
降時」に改める。
○国土交通省告示第五百七十号

海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)
第九条第三項(同法第二十三条において準用する
場合を含む)の規定に基づき、標準運送約款(昭
和六十一年運輸省告示第二百五十二号)の一部を
次のように改正する。
平成二十年五月十二日
国土交通大臣 冬柴 鐵三

平成二十年五月十二日

標準運送約款旅客運送の部第三条第二項(2)ア中
「二種感染症」の次に「新型インフルエンザ等
感染症」を加える。

この告示は、感染症の予防及び感染症の患者に
対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正
する法律(平成二十年法律第三十号)の施行の日
から施行する。
○国土交通省告示第五百七十一号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の
規定により、同条の土地を次のとおり指定するの
で、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十
二号)第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十年五月十二日
国土交通大臣 冬柴 鐵三

標柱一号から二〇一度一分二四秒
八・六〇四メートルの地点
二号
標柱二号から一八七度〇三分〇二秒
一・二六六メートルの地点
三号
標柱三号から一七八度〇〇分五五秒
四・一三三メートルの地点
四号
標柱四号から一五五度四分〇八秒
二・九五八メートルの地点
五号
標柱五号から八五度一〇分五九秒
一四・九四〇メートルの地点
六号
標柱六号から一七七度四分一五秒
三五・九五〇メートルの地点
七号
標柱七号から一九六度二分〇七秒
二四・九八九メートルの地点
八号
標柱八号から一七七度〇三分三六秒
二八・九五七メートルの地点
九号
標柱九号から一七五度〇八分二〇秒
七五・四四五メートルの地点
十号
標柱十号から一九一度二〇分三七秒
四二・七九一メートルの地点
十一号
標柱十一号から二〇度五三分二六秒
五二・八七〇メートルの地点
十二号
標柱十二号から一八五度三分四六秒
九一・五四九メートルの地点
十三号
標柱十三号から一六六度三七分四八秒
八〇・六九八メートルの地点
十四号
標柱十四号から二六六度三一分三三秒
二〇・〇八一メートルの地点
十五号
標柱十五号から三四四度一分三三秒
七九・一四一メートルの地点
十六号
標柱十六号から三一九度〇八分四六秒
一〇三・一二四メートルの地点
十七号
標柱十七号から三五二度三七分五七秒
三三・六七〇メートルの地点
十八号
標柱十八号から三四一度一六分二五秒
五六・五八二メートルの地点
十九号
標柱十九号から三五度〇〇分一二秒
七四・三三八メートルの地点
二十号
標柱二十号から三四度四七分〇三秒
三七・三八九メートルの地点
二十一号
標柱二十一号から二〇度一六分五二秒
二一・八四二メートルの地点
二十二号
標柱二十二号から三四九度一〇分〇六秒
二六・二八〇メートルの地点
二十三号